



## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年7月20日

長野県知事 田中康夫

### 1 入札に付する事項

- 賃借をする物品等及び数量  
映像配信システム（映像配信サーバ等）一式
- 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
- 賃借期間  
平成16年9月1日から平成17年3月31日まで
- 賃借場所  
入札説明書及び仕様書によります。
- 入札方法  
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

### 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県経営戦略局秘書広報チーム  
電話 026(235)7054

### 4 入札説明会

実施しません。

### 5 入札手続等

- 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時 平成16年8月4日(水) 午後3時から  
イ 場所 長野県庁 本庁舎2階入札室
- 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成16年8月3日(火) 午後5時

イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県経営戦略局秘書広報チーム

### (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納入してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納入してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

### (7) 契約書作成の要否

必要とします。

### (8) 落札者決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

### 6 その他

詳細は入札説明書によります。

秘書広報チーム

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年7月20日

長野県知事 田中康夫

### 1 入札に付する事項

- 調達をする物品等及び数量  
別表のとおり
- 物品等の特質  
入札説明書のとおり
- 納入期限  
平成16年8月31日
- 納入場所  
入札説明書のとおり
- 入札方法  
別表の調達物品ごとに入札に付し、価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札

に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物品の買入れ」の欄の等級区分が調達物品ごとに別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県総務部管財課  
電話 026 (235) 7079

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)

ア 日時 平成16年8月2日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおり

イ 場所 長野県庁本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(7) 契約書作成の要否

要します。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

(別表)

調達物品名	開札日	開札時間	等級区分
作業着(生活環境部、商工部、土木部、会計局用)	平成16年 8月3日	午後 4時00分	A
作業着(農政部用)	平成16年 8月3日	午後 4時10分	B以上

管財課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年7月20日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

トータルステーション 11台

(2) 物品等の特質

入札説明書のとおり

(3) 納入期限

平成16年8月31日

(4) 納入場所

入札説明書のとおり

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7079

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含みます。)

ア 日時 平成16年8月2日 午後5時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年8月3日 午後3時

イ 場所 長野県庁 本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

平成17年度長野県看護専門学校学生を次のとおり募集します。

平成16年 7月20日

長野県知事 田中康夫

1 募集人員等

名称及び所在地	募集人員	修業年限	出願資格
長野県須坂看護専門学校 (以下「須坂看護専門学校」といいます。) 須坂市臥竜2丁目20番1号 (郵便番号 382-0028) (電話 026-248-8311)	人 40	年 3	学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校若しくは中等教育学校を卒業している者(平成17年3月卒業見込みの者を含みます。) 又は高等学校を卒業している者と同等以上の学力があると認められる者
	20	2	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)の規定に基づき准看護師の免許を受けた者で次のいずれかに該当するもの(平成17年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)
長野県木曾看護専門学校 (以下「木曾看護専門学校」といいます。) 木曾郡木曾福島町6257-2 (郵便番号 397-0001) (電話 0264-22-4057)	30	2	(1) 免許を受けた後、3年以上看護業務に従事している者 (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業している者又は高等学校を卒業している者と同等以上の学力があると認められる者

2 入学試験

看護専門学校名	試験期日	試験場所	学力試験等		合格者の発表		
			試験科目	その他	期日	方法	
須坂看護専門学校	修業年限 3年 平成17年1月25日(火)及び1月26日(水)	須坂看護専門学校	高等学校卒業程度の国語I・II(漢文を除きます。)数学I・A、理科(生物又は化学のうち受験者が選択する1科目)及び英語I・II		人物考査	平成17年2月3日(木)	受験した看護専門学校に掲示するほか、合格者には直接通知します。
	修業年限 2年 平成17年1月18日(火)及び1月19日(水)		准看護師養成所卒業程度の専門科目	教養科目 国語(現代国語)、数学、生物及び英語		平成17年1月28日(金)	
木曾看護専門学校	平成17年1月19日(水)及び1月20日(木)	長野県木曾合同庁舎講堂	教養科目 国語(現代国語)、数学、生物及び英語	小論文及び人物考査	平成17年2月2日(水)		

3 入学志願の手続

看護専門学校名	提出書類	受付場所	受付期間	受験料
須坂看護専門学校	(1) 入学願書 (2) 健康診断書 (3) 高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書 (4) 卒業した高等学校又は中等教育学校の長の発行する調査書	入学しようとする看護専門学校	平成17年1月4日(火)から1月7日(金)まで	2,200円
	(1) 入学願書 (2) 健康診断書 (3) 准看護師免許証の写し(官公署の証明のあるもの)		平成16年12月6日(月)から12月10日(金)まで	
木曾看護専門学校	(4) 卒業した准看護師養成施設の長の発行する調査書 (5) 出願資格の(1)に該当する者は、看護業務の就業証明書 (6) 出願資格の(2)に該当する者は、高等学校又は中等教育学校の卒業証明書又は卒業見込証明書		平成16年12月16日(木)から12月22日(水)まで	

- (注) 1 入学願書及び健康診断書は、入学しようとする看護専門学校で交付する用紙を使用してください。
- 2 受験料は、長野県収入証紙(入学願書の所定欄にはって、消印しないでください。)により納付してください。
- 3 須坂看護専門学校(修業年限2年のものに限る。)又は木曾看護専門学校に出願する場合の提出書類の(3)については、入学願書の提出時に准看護師免許を取得していない者は、提出する必要はありません。この場合においては、入学時に准看護師免許証又は准看護師籍登録証明書を提示し、又は提出してください。

4 その他

入学願書等の用紙の請求又は出願についての問い合わせは、入学しようとする看護専門学校に行ってください(郵便による場合は、切手160円分をはったあて先明記の返信用の封筒(角2封筒)を同封してください)。

医務課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年7月20日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成16年6月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 心

3 代表者の氏名

宮澤史人

4 主たる事務所の所在地

飯田市松尾代田969番地8

5 定款に記載された目的

この法人は、要介護度認定で要介護者と認定された痴呆の状態にある方に対して、家庭的雰囲気の中で入浴、排泄、食事などの日常的介護及び機能回復訓練に取組み、利用者自身の人間としての尊厳を保ちながら生活ができるように介護サービスを痴呆対応型共同生活介護計画に基づいて提供し、真のノーマライゼーションの実現を達成し、人間性あふれた住みやすい社会の創造に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

## 公告

平成17年度長野県農業大学校農学部学生を次のとおり募集します。

平成16年7月20日

長野県知事 田中康夫

## 1 募集人員及び修業年限

学 科 等		修業年限	募 集 人 員
総合農学科	作物コース	2年	合計 60人
	畜産コース		
	野菜コース		
	花きコース		
	果樹コース		
	農村生活コース		
専門技術科	作物コース	2年	若干人
	園芸コース		
	畜産コース		
実科・研究科	果樹実科・研究科	各1年	実科 合計 50人 研究科 合計 50人
	野菜花き実科・研究科		
	畜産実科・研究科		
	中信農業実科・研究科		
	南信農業実科・研究科		

## 2 一般入学試験

## (1) 受験資格

## ア 総合農学科

次のいずれかに該当する者(平成17年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)であること。

- (7) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (4) 学校教育法第56条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含みます。)
- (9) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

## イ 専門技術科

次のいずれかに該当する者(平成17年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)であること。

- (7) 学校教育法による短期大学において、農業に関する正規の課程を修めて卒業した者
- (4) 都道府県立農業講習所(学校教育法による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者を入所資格とする修業年限2年以上のものに限ります。)又は都道府県立農業者研修教育施設(農業改良助長法(昭和23年法律第165号)第14条第1項第5号の事業を行うものとして設置されたものに限ります。)の養成部門において、農業に関する正規の課程を修めて卒業した者
- (9) (7)又は(4)と同等以上の学力があると認められる者

## ウ 実科

次のいずれかに該当する者(平成17年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)であること。

- (7) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (4) 学校教育法第56条第1項に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含みます。)
- (9) 学校教育法施行規則第69条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (エ) 18歳以上であって、(7)、(4)又は(9)と同等以上の学力があると認められる者

## エ 研究科

次のいずれかに該当する者(平成17年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)であること。

- (7) 長野県農業大学校の実科を卒業した者  
 (4) 学校教育法による短期大学を卒業した者  
 (ウ) (7)又は(4)と同等以上の学力があると認められる者
- (2) 入学志願の手続き
- ア 提出書類
- (7) 入学願書(長野県農業大学校所定の用紙を使用してください。)  
 (4) 調査書(最終卒業学校の長が証明し、かつ、封印したもの。ただし、廃校、り災その他の事情によって最終卒業学校の長の調査書が得られない者にあつては、卒業証明書、成績通知票又はこれらに相当する書類をもってこれに代えることができます。)  
 (ウ) 健康診断書(農業大学校所定の用紙により、出願前3月以内に医師が診断したもの)  
 (エ) (1)のアの(ウ)又は(1)のウの(ウ)に該当する者にあつては、その事実を証する書類  
 (オ) 写真(出願前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、背景なしの縦7cm横5cmのもの1枚を入学願書にはってください。)  
 (カ) 受験票(長野県農業大学校所定の用紙にあて先を明記し、50円切手をはってください。)
- イ 受付期間  
 平成16年12月24日(金)から平成17年1月14日(金)まで  
 (郵送による場合は、平成17年1月14日までの消印のあるものに限って受け付けます。)
- ウ 受験料  
 受験料(2,200円)は、長野県収入証紙により(入学願書にはり、消印しないでください。)納付してください。
- エ 入学願書等の提出先

受験しようとする学科	提出先
総合農学科 専門技術科	長野県農業大学校 〒381-1211 長野市松代町大室3700 電話(026)278-5211
果樹実科・研究科	長野県農業大学校 果樹実科・研究科 〒382-0072 須坂市大字小河原492 電話(026)246-2411
野菜花き実科・研究科	長野県農業大学校 野菜花き実科・研究科 〒381-1211 長野市松代町大室2206 電話(026)278-6848
畜産実科・研究科	長野県農業大学校 畜産実科・研究科 〒399-0711 塩尻市大字片丘10879 電話(0263)52-1188
中信農業実科・研究科	長野県農業大学校 中信農業実科・研究科 〒399-6461 塩尻市大字宗賀字床尾1066-1 電話(0263)52-1148
南信農業実科・研究科	長野県農業大学校 南信農業実科・研究科 〒399-3103 下伊那郡高森町下市田2476 電話(0265)35-2240

(3) 入学試験の実施

試験は、筆記試験、人物考査及び身体検査とし、次により実施します。

ア 期日及び場所

(7) 期 日 平成17年1月27日(木)

(4) 場 所 (2)のエの入学願書等の提出先

イ 筆記試験の内容

(7) 総合農学科及び実科

	総合農学科		実科	
	科目	内容	科目	内容
必須科目	国語(60分) 数学(60分)	国語I (古文・漢文を除く。) 数学I	国語(60分) 小論文(60分)	国語I (古文・漢文を除く。) 1,200字以内
選択科目	公民(60分) 化学IB(60分) 生物IB(60分) 農業(60分) から1科目	現代社会   (注)	数学(60分) 公民(60分) 化学IB(60分) 生物IB(60分) 農業(60分) から1科目	数学I 現代社会  (注)

(注) 農業の内容は、各種作物の栽培管理(作物の種類、栽培、経営、機械及び流通加工)及び各種家畜の飼養管理(家畜の種類、飼育、経営及び流通加工)とします。

(4) 専門技術科

科目	出題形式	内 容
一般教養 (90分)	多枝選択	一般知識 文章理解 判断推理 数的推理 資料解釈
専 門 (90分)	記述式	栽培原論 作物学総論 果樹・野菜・花き園芸学総論 土壌肥科学総論 病害虫総論 畜産学総論 農業経営・農業経済学

(7) 研究科

論文(90分、1,600字以内)とします。

(4) 合格者の発表

平成17年2月4日(金)に試験を実施した場所に掲示するほか、本人に通知します。

3 推薦入学試験

最終学校における成績が特に優秀であって、当該学校長から推薦された者については、次により推薦入学試験を実施します。

(1) 入学願書の受付期間

平成16年10月15日(金)から11月1日(月)まで

(郵送による場合は、平成16年11月1日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

(2) 提出書類

2の(2)のアの提出書類のほか、最終学校の長の作成した推薦書

(3) 受験料

2の(2)のウのとおり

(4) 入学願書の提出先

2の(2)のエのとおり

(5) 書類審査及び結果通知

提出された書類を審査し、審査の結果を平成16年11月12日(金)までに本人に通知します。

(6) 試験の内容

書類審査合格者については筆記試験を免除し、人物考査(小論文「60分、1,200字以内」を含みます。)及び身体検査を、次により行

います。

ア 期 日 平成16年11月18日(木)

イ 場 所 (4)の入学願書等の提出先

(7) 合格者の発表

平成16年11月29日(月)に試験を実施した場所に掲示するほか、本人に通知します。

(8) その他

推薦入学試験に合格しなかった者で、長野県農業大学校に入学を希望する者は、2の一般入学試験の手続きにより受験することができます。この場合においては、提出書類のうち、健康診断書の提出は省略できます。

4 その他

入学願書の用紙等の請求、試験についての問い合わせ等は、入学願書等の提出先に行ってください。

なお、郵便により入学願書の用紙等を請求する場合は、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角型2号)を同封してください。

農業技術課

公告

伊那市による福島野底地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成16年7月20日

長野県上伊那地方事務所長 田山重晴

1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年7月21日から8月17日まで

3 縦覧の場所

伊那市役所

土地改良課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年7月20日

長野県諏訪建設事務所長 笠井明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

諏訪湖流域下水道維持管理特別会計汚泥等処分業務委託 汚泥(沈砂及びスカム) 収集運搬及び最終処分 270トン(予定数量)

(2) 役務の特質

下水汚泥(沈砂池沈殿砂、最初沈殿池浮上物及び管渠堆積汚泥等の混合物で、含水率85パーセント以下の泥状物)の収集運搬及び最終処分(管理型処分場埋立)

(3) 履行期間

平成16年8月12日から平成17年3月31日まで

(4) 処分汚泥発生場所

諏訪市大字豊田字湖畔1866-1 諏訪湖流域下水道豊田終末処理場

(5) 入札方法

1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の

5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第1項及び第6項の規定により、産業廃棄物の汚泥に関し収集及び運搬並びに処分の業の許可を有しており、かつ、長野県内において処分施設を有している者であること。
- (4) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 当該業務について安定的、適切かつ迅速に実施する体制を長期にわたり維持できる者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所等

(1) 交付期間

平成16年7月20日から平成16年7月30日までの土曜日及び日曜日を除く毎日

午前8時30分から午後5時まで

(2) 交付場所等

諏訪市上川1-1644-10

長野県諏訪建設事務所 総務課 工事事務係

電話 0266(57)2934

4 入札手続等

(1) 入札説明会

実施しません。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年8月5日 午前11時

イ 場所 長野県諏訪合同庁舎 5階 講堂

(3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所